

歴史津波の調査研究に伴う文献・津波痕跡の信頼度評価について

都司 嘉宣*・松岡 祐也

1. 歴史津波研究を進めるさいの文献信頼度の判断基準

1.1 従来の歴史時代の地震津波の研究の問題点

19世紀以前、歴史の時代に我が国で起きた地震・津波の研究は、主として古文書記録や、石碑の記載、被害や浸水伝承などを根拠として行われる。すなわち、このような古記録から読みとられた津波の浸水の状況から、現地に出向き、古文書に記載された目標物を同定して、その場所の標高を測量器械によって測定し、歴史上の津波による浸水高さを推定するのである。このような仕事は古くは今村明恒（1938）や、羽鳥徳太郎（1977～1984）による津波浸水高さの推定の研究が精力的に行われた。これらの研究は、主として武者（1941～43）の『増訂 大日本地震史料、I～III』、およびその続編としての武者（1951）の『日本地震史料』に集められた古記録等に基づいて行われたものであった。以下この一連の地震史料集を「武者史料 I」～「武者史料 IV」と記することにする。これらの研究は、それまでほとんどゼロに等しかった歴史上の津波浸水標高の分布を総括的に提示する初めての試みという意味で、津波研究の上で大きな成果であったことは疑う余地がない。

しかしながら、これらの研究を推進するさい、原史料の信憑性の吟味検討が十分に行われず、日本史研究者から見れば信頼性の低い史料に記載されたことがらをそのまま事実と認定されるという事例がしばしば行われた。具体的には、日本史の研究分野では常識である、災害発生の同年代に、直接目撃者や被害発生地域で公的な立場の庄屋や名主、代官所

の役職にある人、あるいは藩主などの為政者によって記され史料（一次史料）と、遠隔地で風聞を記した史料、あるいは、相当な年代が経過して後に文字化された史料（二次史料）との区別がほとんど意識されずに、研究材料として用いられてきた。さらに細かく言えば、おなじ直接目撃者の記載であっても被災地に定住している人の書いた文章と、旅行者、商用で立ち寄った者など一時的滞在者の記載を比べた場合、前者の信頼性が高く、後者の信頼性は低いのが普通である。さらに、これらの古文書としての一次史料、二次史料のほかに、明治以後現代までの間に、市町村史編纂者たちによって通史の一部として現代語で記された文章や、近代人の憶測に基づく史料までもが同列に扱われている例も見られる。これら近現代の筆者が、現代語で記した文章によって初めて知られる事柄は、その文章を記した元になった文献、伝承などを見極めないと、鵜呑みに古記録と同様に信頼性を期待するのは危険である。

現在、既往の歴史津波の研究論文の成果記載に基づいて、津波浸水高、遡上高のデータベース化の作業が推進されつつあるが、そこに記された個々の津波高の推定値の根拠となつた古文書記録の信頼性を評価しなければ、日本史の立場からは妥当でない不適切な史料判断に基づく誤った解釈が無批判のまま受け継がれ、誤判断が再生産される危険性がある。

本研究では、既往の歴史津波論文に記された個々の場所の判断を、その根拠となった古文書史料にさかのぼって調査し、その信頼性と津波研究者の判断が妥当なものであったかどうかを検討した。

1.2 原史料の信頼度

いま、歴史の時代の津波事例が、直接体験

*東京大学地震研究所准教授

者によって古文書として記録にとどめられ、当時の為政者などによってまとめられた原史料が、市町村史編纂者によって翻刻されて活字体の市町村史・資料編となり、現代語で通史が書かれ、地震史料集に集められ、それを研究者が津波事実を推定再現する。この一連の事実情報の流れを模式的に書くと図 1 のようになるであろう。

(1) 第一次史料と第二次史料

図 1 には、かなり多くの情報経路が書かれていて、一見複雑に見えるが、要するに歴史の時代に起きた地震・津波の様子は、直接体験者、その土地の為政者などによって信頼性の高い「第一次史料」が作られる。地震津波による人の死傷、家屋、水田の損傷、などは、歴史時代の支配者の年貢課税、助郷（すけごう）、宗門改めなど、幕藩体制の統治にかかる重要事項であるから、これらの損傷の事情を記した古文書類はきわめて信頼性の高いものと判断される。寺院の僧侶の記載する過去帳や、地震津波の有無に無関係に長年記録される日記類も、きわめて信頼性が高く、第一次史料（I, と書く）と見なすことが出来る。ことに、その土地に定住している人（ α ）の記録は信頼性が高く、これに分類される古文書類の信頼性は「I α 」と書くことにしよう。災害発生直後に建てられた石碑の碑文などもこれに分類できるであろう。これらに対して、直接目撃者やそれに準ずる人であっても、そ

の土地に一時的に滞在した人（ β ）の記したもののは信頼度はすこし劣っていると考えられ、これを「I β 」と書くこととする。

これら直接目撃者の記した「第一次史料」に対して、間接的な伝聞受信者による「第二次史料」が作られる。これには武家組織のラインや商人たちの組織等のように、何らかの実務のために作られた機能的な情報ラインで伝わる情報が記録されたものは、間接的な伝聞受信者ではあっても比較的信頼度は高く、

「II α 」と書くことにしよう。これに対して、旅行者が旅先で風聞を記したものはやや信頼性が劣ると考えられ、これは「II β 」と書くこととする。

(2) 「地誌類」の信頼性

江戸時代の後期から明治期にかけて、各藩の藩士や明治期の知識人によって「藩史」や「郷土史」として記された文献がある。たとえば、江戸の神田雉子町（現在は千代田区神田司町二丁目）の町庄屋・齊藤月岑（さいとうげっしん）の著した『武江年表』や、作並清亮の『東藩史稿』（1915 年成立）、伊豆国安久村（現在三島市安久）の秋山富南によって編纂された『豆州志稿』、土佐国の武藤致和の編纂した『南路志』などである。これらを「地誌類」と呼ぶことにしよう。これらの書物に記録された各事項は、現代のわれわれにとって、「そのさらに原史料はなにか？」とは問えないものが多い。けっきょく、われわれは第一次史料などの原史料を見て信頼性

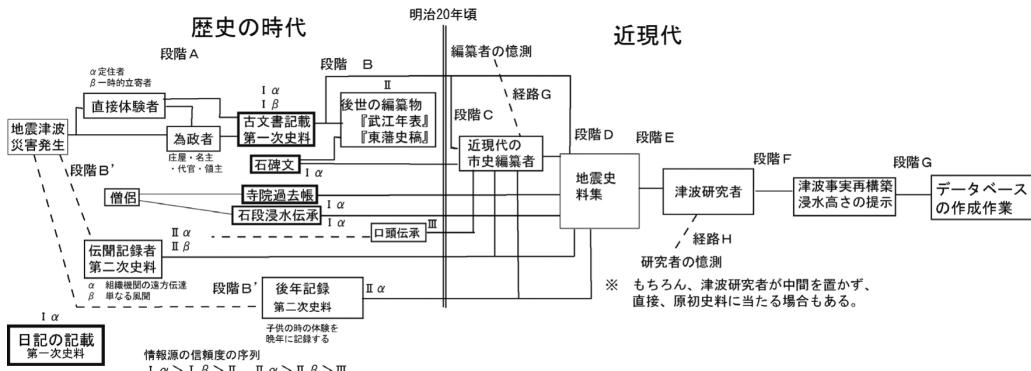


図 1. 歴史地震・津波情報の流れ

を判定することはあきらめざるを得ないのである。しかし、いやしくも、一個の地方のその時代を代表する知識人の手に成る文献である以上、その原材料に「単なる風聞を記したもの（分類Ⅱβ）」などをみだりに使用したとは思えない。当然、藩の公的史料を始めもっとも信頼度の高い「第一次史料」を基礎に記している事は確実と考えられる。そのうえ、幕末から明治の年代といえば、現代のわれわれより100年余りも、江戸時代に起きた地震・津波の年代に近い。幕末の1854年の安政東海地震などは、上述の筆者たちの大部分にとって、生存中のできごとである。現代のわれわれが、1983年の日本海中部地震を語ると大差ない。したがって、これらの幕末・明治期の編纂物の記載は、間接史料、すなわち、「第二次史料」ではあっても、きわめて「第一次史料」に近い物と考えてさしつかえない。この種類の文献の信頼度は単に「Ⅱ」と記することにしよう。災害発生から数十年以上を経過した後年に建てられた石碑類は「地誌類」とは別のものであるが、やはり信頼性は「Ⅱ」と分類する。

以上(1)と(2)に挙げたものが歴史上の「古文献」あるいは「史料」と認定される。広義の「古文書」である。

(注：狭義の「文書」とは、執筆者と文書の宛先者が日付とともに明記され、意志、報告を伝えるものに限るとされる。狭義の「古文書」とは歴史時代に書かれた文書である。この狭義の定義に従えば、個人の日記、寺院の過去帳、隨筆、地誌類、石碑の文章など、歴史上の地震や津波を知る上での基本文献の多くが「古文書」ではないことになる。本稿ではこの立場は取らない。)

(3)「口頭伝承」と「近現代の憶測」の信頼性

地震・津波の事実の考察原材料に、「口頭伝承」がある。その内容の元となった由来は歴史時代ではあっても、文字として記録されたのが、近現代の市史編纂段階であることが多く、江戸期に文字化された「史料」ではない。しかし、いくらかの事実の反映がある場合も認められる。「口頭伝承」は日本史学で

は史料とは認められないが、いちおう「第三次史料」と呼ぶことにして、「Ⅲ」と記することにする。

さらに、信頼度の低い物として、近代の市町村史編纂者、および津波研究論文執筆者の推定・憶測がある。これもⅢとする。

以上、歴史上の地震・津波の文献の信頼度の序列は、一般的には

$I\alpha > I\beta > II\alpha > II\beta > III > IV$ ¹

であることが了解される。より大きい信頼度に記載されているものが、採用優先度が高いと判定されるべきである。すなわち、2種類の文献A、Bの記載が、あい矛盾するときには、この序列から見て信頼度の高い文献の記載を採用すべきであるというのが原則である。

2. 文献情報の処理の流れ

2.1 文献情報の処理の流れと誤判断の発生

さて、ある地震・津波の事象が起きて、それが直接体験者によって第一次史料（ $I\alpha$, $I\beta$ ）が作られるまでの過程を「段階A」とする。主として第一次史料によって、幕末・明治期に地誌類（第二次史料、 II ）が作られる過程を「段階B」とする。地震・津波を間接的に聞き伝えた人が第二次史料（ $II\alpha$, $II\beta$ ）を作成する過程は「段階B’」とする。大正期・昭和から現代までの間に、市町村史が編纂されるまでの過程を「段階C」とする。これを素材として、地震史料集が編集される過程を「段階D」とする。史料集に集められた文献によって研究者が現地に出かけ、津波の実像を組み立てまでの過程を「段階E」とする。その実像に基づいて、測量器械を現地に持ち込み、津波浸水高さの測定・推定を行う過程を「段階F」とする。さらに、これらの研究成果である論文に基づいて、データベースを作成するという最終段階の作業を「段階G」とする。

さて、以上、A～Gの7段階のどこにも問題が無ければ、いちおう、そのデータベースの1項目の記載は有意義なものと判断され

る。その場合、原文献の信頼度に応じて、I α , I β までは、文献信頼性の高い○(あるいは文献信頼度A), II, II α は信頼性の認められる○(信頼度B), II β とIII, および図1で、「市長村史編纂者の憶測G」と「研究者の憶測H」として混入してきた物(III')などは、信頼性が劣るとして△(信頼度C)と分類する。

いま、問題にするのは、A～Gのどこかの段階で、不都合や誤誤があり、最終的なデータベース化する段階で、明白な誤誤となっているものである。われわれの作業では、最終的に、このような誤誤が認められる事例項目は「X」と記した。これは、われわれが、積極的な意味で「いっさいの信頼を置いてはいけない」と判定した物である。おののの段階で不都合や誤判断を生じた典型例を見ておくことにしよう。

(注記：研究成果である論文類の記載に基づいて、データベースに登録する段階がGであるが、この段階での材料とする論文類は、原則として文献と原文記載を挙げているものに限る必要がある。原文献を評価するのをはじめから目的としない、カタログ類(たとえば理科年表の「わが国のおもな地震の表」など)、あるいは、県や市町村の防災計画立案のさい作成された文献、一般市民向けの広報的、あるいは啓蒙的文章などは、たとえ津波の浸水高などが記載されていても、データベース作成の材料とするのは適切ではない)

2.2 錯誤発生の諸相

以下、各段階で誤誤が発生した例を一例ずつ代表的なものを挙げておくことにしよう。

(1) 段階Aでの不都合の例

直接体験者自身が、第一次史料を書き残すさい、すでに誤りを含んであるケースである。これには、直接体験者の錯覚・誤誤によるものと、意図的な偽記録を残したものがある。

今回の津波データベース作業では、この例は見あらなかつた。きわめて稀なケースであるが、地震史料全体でこの例を記しておこう。

事例A 1:『新収日本地震史料 第三巻別巻』(以下「新収三巻別巻」と記す)のp120に「岩本村文書」という静岡県富士市岩本の古文書が載っている。中身は宝永地震(1707)による、岩本村の倒壊家屋数を公儀(幕府)に報告した文書である。「岩本村には全部で195軒ありますが、うち145軒全潰、50軒でした」に始まり、詳細に誰の家全壊、と書き上げた末尾に次の文章がある。

「我等共義は今度之地震にて潰れ申さず候えども、偽(いつわり)申して地震にて潰れ候由申し上げ候御目論見、金子は村の惣役人之助力なりとも御公儀へ御差し上げなるべく候とも遣わさるべき候」

(わたしたちは今度の地震で家は潰れていないのに、ウソついて地震で潰れましたと公儀へ報告したのは、幕府からの救援金が村役人の助けにでもなれば、と意図したからです)。ここでは、作成された文書が、ねつ造であることが告白されている。数多い古文献のなかで、これがただ1個の例であって、幕藩体制ではきわめて珍しいものであろうと思われる。

(2) 段階Bでの誤誤

宝永地震(1707)の紀伊田辺の死者数は「武者史料II」のp 103の「田所氏記録」には、10月4日の津浪当日の死者数として、「流死24人、内男7人、女17人(α)」となっている。

田所氏は田辺の「大庄屋(市長)」である。これが「新収三巻別巻」のp333には「五日の調」として、「流死20人之内7人町、13人江川(β)」となっている。田辺は、市街地の「町」で死者3人、町の周辺郊外の江川地区で13人死んで、田辺全体としてはこの合計死者20人」というのである。津波当日より翌日のほうが死者が少ないので、4日に死者+行方不明になった人は24人だが、このうち4人は生存が確認されて、5日の調査では死者20人に減ったのである。これが真相であろう。

ところが、「武者史料II」のp175の「和歌山県下に於ける宝永安政年度の津浪状況調査」(和歌山県土木課)によると、田辺の死者は37人となっていて、「田所氏記録」と大

幅に食い違う。この数字はどうして出てきたのだろう？「和歌山県土木課」はこれらの数字以外の原史料はもっていないはずである。和歌山県土木課の人はこう考えたのだ。田辺と江川は別である。田辺の死者は、(α) の 24 人で、このなかには江川の死者は入っていない。江川の死者は (β) の 13 人だ。だから、現在の（昭和初め）田辺町での死者は、 $24 + 13 = 37$ 人だ、と計算で求めたのである。しかし、地名辞書などによると、この当時は、「町」と「江川」を合わせて田辺なのである。したがって、1 日目の 24 人の死者の中には江川の死者も入っているのだ。でないと、β の「流死 20 人之内 7 人町、13 人江川 (β)」の文章は理解できることとなる。

すなわち、「和歌山県下に於ける宝永安政年度の津浪状況調査」（和歌山県土木課）の記載は、ここで誤りが発生しているのが確認される。この文章を真実と考えてはならない。

(3) 段階 C での錯誤

明応地震（1498）津波被災を記録する焼津市・林曳院（りんそういん）の石碑の碑文は次のようにある（「武者史料 I」、p457）。

「明応七年秋八月八日，果而天大雨也，加之大地震動海水大涌，而溺死者大凡二萬六千人也。」

この原文によると、「津波の死者は 2 万 6 千人」は「どこで出た死者か」の「どこで」はいっさい書かれていません。このとき、この寺には、響賢仲禪師という禪宗の高僧がいた。当然、日本全体の事情に通じていたはずである。してみると死者 2 万 6 千人が「どこで出た死者」と書いてないのは、「日本全体での死者の総数」と理解すべき事は当然である。伊勢の「内宮子良館日記」（p451）には「伊勢大湊で 5000 人、伊勢・志摩両国で、一万人ばかりも流死した」と書かれている。響賢仲禪師も当然この数字も知っていたはずで、各地の死者の数字を足し合わせて「日本全体で溺死者 2 万 6 千人」とこの寺の石碑に刻んだのである。

この文章を「静岡県志太郡誌」では、「林曳院」の記録として「死者二万六千人」と書

き写した。この段階でも、「静岡県志太郡誌」の編纂者は、「志太郡で二万六千人が死んだ」とは必ずしも理解していない。ところが、この文章が「武者史料 I」に採用され、その文献名が「静岡県志太郡誌」であることから、地震・津波研究者は「志太郡で二万六千人が死んだ」と誤解してしまった（たとえば、宇佐美, 1975）。さらに、「理科年表・平成 23 年」の p718 をみると、「明応地震津波」の項目に「静岡県志太郡で流死者 2 万 6 千人など」と記してある。そんなバカな！

(4) 段階 D での錯誤

「武者史料 IV」の p387 に「地震洪浪の記」という史料が載っており、所蔵先は「和歌山県古座町役場蔵」とある。これだけ見れば誰でも古座町のことが書いてある史料であると錯覚する。中身を読むと冒頭に「里野浦八幡宮」が出てくる。さらに、「正福寺、中山の城跡、津呂、森地」などの地名が出てくる。古座町で小字まで探してもこんな地名は出でこない。古座町の大出さんという教育委員会の主任に直接会って話を聞くと、これは古座町役場にあった、周参見（すさみ）町里野浦の古文書だそうだ。里野浦の小字名を地名辞書（平凡社、1983）で調べると、多くの地名がこの文献の記載と一致する。これは、「武者史料 IV」の編者・武者金吉の注記の仕方がまずい例である。

段階 D での錯誤をもう一つ記しておこう。「武者史料 IV」の p194 に「大変略記」という有感地震を刻銘に記録した日記史料が載っており、「四国徳島江口具渚著」と注記してある。これだけ見ていると、徳島県のどこかで書かれた日記と理解してしまう。ところが本文を良く読むと「当福島浜分にて百軒余流失して」とある。さらに読み進めると「宇佐浦右同役」、「浦戸入津の江南船」、「新井田浜にて砲術見聞あり」など徳島県の地名ではなく、高知県土佐市宇佐の地名が多く出てきて、筆者は土佐国宇佐（土佐市宇佐）の人であることがわかる。けっきょく、この文献は徳島県ではなく高知県土佐市宇佐で書かれた日記であることがわかり、これも武者の注記の誤

りであると考えられる。

(5) 段階Eでの錯誤

(a) 地名比定の錯誤

「武者史料IV」のp402に「大地震大津浪の事」という安政東海・南海地震津波に関する文献が載っている。「紀伊」という注記があるだけで、どこの事かわからぬ。羽鳥(1977)では和歌山県古座町のことと理解して論文が書かれている。実は宝永地震の記事を載せる「武者史料II」のp180におなじ「大地震大津浪の事」という文献があり、これにもどこの事かは書いてないが、この1つ前の文献が「地震洪浪の記」で、これは明白に和歌山県古座町の記事である。だから、何の地名注釈もない次の「大地震大津浪の事」も同じ古座のことだと判断されてしまった。

では、「大地震・大津浪の事」はどこの文献だろう? 安政南海地震の記事の文章を読むと「横浜・毛綿屋平兵衛の記した文」で「網代浦御制札場」などの地名が出てくる。正解は和歌山県由良町であることが、由良町の教育委員会によって、毛綿屋(もめんや)は由良の旧家の雅号であることが確認できた。これもまた武者の錯誤である。

(b) 信頼度の劣る史料を優先したために生じた錯誤

「宝永年間諸覚」(「武者資料II」, p195)に「原吉原などは宿々高浪にとられ流失」とあるので、羽鳥(1977)では沼津市原と吉原(富士市吉原)で宿場の多くの旅館が津波で流失したと判断してしまった。しかしこれは誤りである。

①この文献の冒頭は江戸での有感地震記事から始まっている。すなわち、この文章の筆者は江戸の人である。

②この文面の後に「さつた山も崩、藤川へ押し込む由」とある。

地図を見れば簡単にわかるように、薩垂山と富士川は10km以上離れており、薩垂峰が崩れても富士川へはとうてい土砂は流れ込まない。

③富士川が山崩れで河川閉塞が起きたことは確かであるが、山崩れが起きたのは薩垂山

ではなく、白鳥山である。(たとえば、「富士宮大社僧乘蓮院隱居飽休庵筆記」など。また現地長貫集落に宝永地震山崩れ犠牲者の慰靈塔が現存する)

④「富士川」を「藤川」と表記している。地元の地理を知っている人ならこんな表記はしない。耳で聞いて、適当に漢字を当てた事が歴然としている。「宝永年間諸覚」はⅡβに分類される信頼度の低い文献であることが分かる。

⑤文献B「谷陵記」、文献C「宝永地震記」に通行者(飛脚)の覚え書きとして、「江戸から原まで小地震(ぶじ)」、「吉原は家数軒倒れ、死人無し」と一致した記載が見られる。文献AはIα、文献BはIβの信頼度の高い文献である。当然、東海道・原、吉原の二つの宿場の被害はこれらの文献で判断すべきであって、信頼度がⅡβと劣る「宝永年間諸覚」の記載は採用すべきではない。

(c) 語句の誤解釈

『新収日本地震史料 第5巻別巻5-2』のp1941に、香川県の「多度津藩日記」のなかの「嘉永七年御用日記」の記事がある。そのなかに次の文面が現れる。

「阿部郡北江尻川口水揚致候、薪肥西堤江揚候分は、是迄坂出塩会所にて取り扱来候所」

この文章の「水揚」の2文字を見て、「北江尻川の河口に津波で海水が揚がった」と理解するのは誤解である。よく読めば「北江尻川口に水揚げ(船から積み荷を陸揚げしていた)した薪や肥料は、今まで坂出の塩の公設市場(会所)で扱ってきたが・・」という文面であって、津波とは何の関係もなかった。

以上、代表的な錯誤例を挙げてきたが、次節では、具体的な論文名を挙げて解釈の不適切な点を見ておこう。

3. 論文毎の解釈の不適切な箇所

3.1 羽鳥(1977)の解釈の不適切な点

羽鳥(1977)は、静岡県沿岸について、安政東海(1854)および宝永地震(1707)の津

波被害を取り上げている。以下この論文を H と略称する。なお、H では多く「武者史料IV」に掲載された文献を参照しているながら、それが何ページに記された何という文献であるかをいっさい明記していないという欠点がある。単に「地震史料によると」と書き出されているのみの文献が実に多いのである。いっぽう「武者史料IV」に所載の文献の記載の順序には何の秩序もない。「武者史料IV」の安政東海・南海地震の記事だけで約 400 ページに及んでいる。このため H 記載の一個の記事の依拠する原文献を探し出す作業に、400 ページ近い活字をしらみつぶしに探さざるをえず、時に 1 時間以上の時間をこの実り少なく労多い作業に費やすことがしばしばあった。後生の読者にこのような実り少ない作業に時間を空費させ、不必要的苦痛を与えることは筆者らの本意ではないので、必ず「武者史料IV」の何ページにいま問題としている文章が載っているかを明示することとした。今後、史料集でのページの明記が史料集に基づいて論文を書く人のマナー・ルールと成っていくことをせつに希望したい。

(1) 下田（下田市）の寺院津波被害に関する考察

以下都司（1979）の p27 に引用された「下田巴西俱楽部」発行の「下田之栄（しおり）」を A、「武者史料IV」の p135 の「憂北生の書状」を B とする。この両文献には下田の寺院の被害が書かれているが、記載内容は少し食い違う点がある。下田に在住しておられる郷土史研究家は、A は定住者の記録（I α ）、B は一時的滞在者の記録（I β ）で、B は A に比べて史料精度が劣るとされる。したがって、事実再現はもっぱら文献 A によらなくては成らない。H ではこの 2 文献から適宜情報を採取しているため混乱を生じている箇所がある。H の「波布神社境内には潮入らず」は A に記載されており、妥当である。しかし「福泉寺流れる」は B の「応接所福泉寺、流れ申候」によるが、A には「了仙寺本堂少々の痛み、庫裏半壊、長樂寺は庚申堂に門を流し、痛み無き寺は大安寺、理源寺、その他六ヶ寺

は少々宛痛み」とあって、こちらが真実に近いと考えられる。すなわち「福泉寺」は「少々宛痛み」の六ヶ寺の一つなのである。B に「海禪寺皆流れる」とあるが、この寺も「少々宛痛み」の六ヶ寺の一つと考えられ「少々宛痛み」が真実と推定される。H には大安寺と理源寺について「寺少々痛み」とあるが、A に「痛みなき寺は、大安寺、理源寺」と書かれており、この点 H の記載は事実に反する。

(2) 子浦（南伊豆町）西林寺について

「武者史料IV」の p231 に「伊豆半島地震史料」という福富孝治の文献が載っており、伊豆子浦（静岡県南伊豆町子浦）の西林寺について、「安政津波は当寺本堂の椽とスレスレに、又庫裏は畳まで浸った」と記されている。「椽」は「たるき」であって「えん（縁）」ではない。屋根の軒先まで津波が来たと言っているのである。ただし、武者自身が両者取り違えていて、「縁」と書くべきを「椽」と誤って記した可能性がある。しかし史料は書かれている通り読むという立場からはやはり「たるき」と理解すべきである。

以下伊豆半島各地の事情は、大部分この「伊豆半島地震史料」に依っている。

(3) 松崎（松崎町）の「自身番」について

H では、松崎の「自身番」を地震と関係あるかと推定しているが、これは近世の村の自衛組織であって地震とは無関係である。したがって、H の Table1 に「自身番まで（津波が）遡上」とある記載は史料的な根拠がない。なお、Fig1 に松崎で 3.3–4.5 m となっているが、下限 3.3 m の数値は、「武者史料IV」の p247 の図による。

(4) 安良里（西伊豆町）の波切不動について

Table1 に安良里の「波切不動」の標高が測定されていて、あたかも安政東海地震の津波と関係があるかのような記載であるが、「波切不動」は漁業・航海のとき波を沈めることを祈願して安全を願う意図で建てられたもので、全国各地に例が見られ、津波と関係はない。

(5) 八木沢（土肥町）

「尾羽根で最近発見された史料」は『寄録

事』であって『新収日本地震史料第 5 卷別巻 5-1』(以下「新収 5 別 1」と記す), の p634 に掲載されている。

(6) 土肥 (土肥町)

H の Fig.1 では, 土肥の津波高は 4.4–6m となっているがこの下限の値は「武者史料IV」の p247 の図による。

(7) 立保 (沼津市西浦) について

H のこの記事は「武者史料IV」の p232 の「伊豆半島地震史料」の文章に依っている。

(8) 重須 (沼津市内浦重須) 光明寺の記事

本堂床上三尺の記事は「光明寺過去帳」として「武者史料IV」の p 232 ページにある。

(9) 長浜 (沼津市内浦)

「菊池権太郎氏所蔵記録」は「武者史料IV」の p232 にある。「三津村の記録」とは「新収 5 別 1」の p344 の「大地震実録」のことである。

(10) 静浦 (沼津市)

「被害記録によれば・・・」の文章の「被害記録」の原文献に遡及調査出来なかった。引用する際には注意が必要である。

(11) 沼津市我入道について

H には、「狩野川口の我入道村では 110 軒のうち 60 軒が流失」と書かれている。この記事が何に依ったのか、原文献に遡及調査をすることは出来なかった。

(12) 沼津市下石田

H には記載されていないが「新収 5 別 1」, p708 に「下石田名主伴右衛門記録」が紹介されており、「同 (狩野川) 川口より津波にて平町裏宮が瀬まで水押来り, 平水より六尺程高く上る」と記載されており、狩野川口で六尺、すなわち、1.8 m であったことが知られる。

(13) 原・田子の浦・由比・興津

この 4 つの地点の津波高について、Fig.1 の地図の中には、それぞれ 3 m, 3 m, 2–3 m, 2–3 m と書き入れてあるが、本文にも表 1 にも全く論じられておらず、依拠した文献も不明のままである。この図を引用するときには、この 4 点の数値は消し去ることが望ましい。

(14) 静岡市清水区三保

H に「最近、清水市役所によって清水・三

保の史料が集められ」の主なものは「村内用事覚」(新収 5 別 1, p 831), 「大地震出火大災日記・年寄中村伴右衛門手記」(新収 5 別 1, p840) である。

なお、H では、津波は巴川対岸の向島を超えて、実相寺などの清水の寺院に住民が避難したこととは載せているが、寺院の敷地高さと津波との関係は原文にはいっさい触れられていない。したがって、ここでの津波の高さを積極的に推定することは不可能である。

「清水茶屋町津波にて残らず津波にて流失」が「地震史料にある」と書かれている。しかし、小字まで記した地名地所にも「清水茶屋町」は存在しなかった。この漢字 5 文字は「武者史料IV」の p391 に引用された「小田原町幸助嘶」に現れる。原文は次の通り。

「(A) 清水湊残らず漬候上ニ而出火致し, 三保の松原辺海上泥海, の如く相見へ候。江尻より興津までの間松原の並木左右へ振り出し道中巾一尺程われ通り, (B) 清水茶屋町不残津波にて流失, 興津宿荒増漬」

この文章は小田原宿の幸助が商売ものの竹を仕入れに駿府(静岡市)の出向き、ここで 4 日の朝地震に遭って、小田原へ帰る道筋での記録である。上の文章に (A) にすでに清水湊の事を述べている。疑いもなく、これは清水の宿場である。上の文章ではそのあと江尻 (JR 清水駅付近), 興津と小田原に向かって東に進んでいる。しかるにその次に出てくる「清水茶屋町」で、もう一度清水の記述に戻るだろうか? そうしてその先に順序通り

「興津宿」がでてくる。地理が順序通りではなくぎくしゃくしている。このあとも幸助の記述は、地理の順序通り小田原に戻っているのである。じつは、江尻宿と興津宿の中間に茶屋が 5 軒ある辻村という「中の宿」があつたのだ(平凡社, 2000)。この辻村は、「江尻五町」の一つと数えられ、江尻宿に属していたが清水湊とも縁が深く、江尻宿を中間に飛び越して「清水茶屋町」と称していたこともあつたらしい。東海道の松並木の中にあり、そこに茶屋が 5 軒軒を連ねていて、これを「清水茶屋町」と呼んでいたのだ。したがって、

上の文章を、清水湊の中にあった茶屋町が残らず津波に流された、と理解してはならない。

4. むすび

以上、史料の信頼性を判定する手続きについて述べ、1例のみ俎上に載せた。まだまだ論ずるべき文献は多いが、2011年3月11日に発生したM9.0の巨大地震による東北地方の大津波は、筆者の自由執筆時間を極端に奪ってしまった。今年の論文では、骨組みだけを述べ、1例を挙げるにとどまったが、完全な議論は後日のこととしたい。

文 献

羽鳥徳太郎, 1977, 静岡県沿岸における宝永・安政東海地震の津波調査, 東京大学地震研究所彙報, 52, 407-439

羽鳥徳太郎, 1978a, 高知・徳島における慶長・宝永・安政南海道津波の記念碑－1946年南海道津波の挙動との比較－, 東京大学地震研究所彙報, 53, 423-445

羽鳥徳太郎, 1978b, 三重県沿岸における宝永・

安政東海地震の津波調査, 東京大学地震研究所彙報, 53, 1191-1225

羽鳥徳太郎, 1980, 大阪府・和歌山県沿岸における宝永・安政南海道津波の調査, 東京大学地震研究所彙報, 55, 505-535

羽鳥徳太郎, 1984, 関東・伊豆東部沿岸における宝永・安政東海津波の挙動, 東京大学地震研究所彙報, 59, 501-518

平凡社, 1983, 『和歌山県の地名』, 日本歴史地名大系, 31, pp827.

平凡社, 2000, 『静岡県の地名』, 日本歴史地名大系, 22, pp1387.

今村明恒, 1938, 土佐における宝永・安政両度津波の高さ, 地震, 10, 60-78.

武者金吉, 1941~1943, 『増訂 大日本地震史料』, 全3巻, 文部省震災予防評議会.

武者金吉, 1951, 『日本地震史料』, 毎日新聞社

東京大学地震研究所, 1987, 『新収日本地震史料第5巻別巻5-1』, pp1438.

東京大学地震研究所, 1987, 『新収日本地震史料第5巻別巻5-2』, 郡司嘉宣, 1979, 『東海地方地震津波史料 I・下巻』

宇佐美龍夫, 1975, 「資料 日本被害地震総覧」, 東京大学出版会, pp335.